

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.107

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2025年8月7日

【提出日】 2025年8月15日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スリー・ディー・マトリックス
証券コード	7777
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、１９８０１、デラウェア州、ウィルミントン、スイート７ １５、１２０１Ｎオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 鈴木 彬史 早水 優介 安部 誠
電話番号	03-5220-1947

（２）【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			613,171
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 12,622,600
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I 9,703,938
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 22,939,709
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		22,939,709
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		22,326,538

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年7月24日現在)	V	112,277,276
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T/(U+V) × 100)		17.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		18.06

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年6月25日	新株予約権付社債券 (第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)	1,983,870	1.47	市場外	処分	新株予約権の行使

2025年6月25日	株券	1,983,870	1.47	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(155円)
2025年6月27日	株券	168,900	0.13	市場内	処分	
2025年6月30日	株券	209,400	0.16	市場内	処分	
2025年7月1日	株券	454,600	0.34	市場内	処分	
2025年7月2日	株券	415,800	0.31	市場内	処分	
2025年7月3日	株券	194,300	0.14	市場内	処分	
2025年7月4日	株券	223,000	0.17	市場内	処分	
2025年7月7日	株券	241,000	0.18	市場内	処分	
2025年7月8日	株券	76,800	0.06	市場内	処分	
2025年7月10日	新株予約権付社債券(第5回無担保転換社債型新株予約権付社債)	5,995,562	4.45	市場外	処分	184円
2025年7月10日	新株予約権付社債券(第9回無担保転換社債型新株予約権付社債)	3,752,326	2.79	市場外	取得	294円(第三者割当)
2025年7月28日	新株予約権付社債券(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)	1,983,870	1.47	市場外	処分	新株予約権の行使
2025年7月28日	株券	1,983,870	1.47	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(155円)
2025年8月1日	株券	78,700	0.06	市場内	処分	
2025年8月4日	株券	149,100	0.11	市場内	処分	
2025年8月5日	株券	205,100	0.15	市場内	処分	
2025年8月6日	株券	613,200	0.46	市場内	処分	
2025年8月7日	株券	324,700	0.24	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (以下「割当先」という。)との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

< 第36回新株予約権 >

譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

一定の事由が発生した場合、発行者はブラック・ショールズ価格で当該新株予約権を買い取る。

< 第6回及び第9回新株予約権付社債 >

(1) 譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 各転換価額修正日において一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうち低い額に係る部分(本対象部分)を、当社普通株式に転換する。

(3) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、発行者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還する。

(4) 一定の事由が発生した場合、発行者は残存する新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は買取契約に従い算定される時価のうち高い方の金額で償還する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	2,122,997
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,122,997

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地